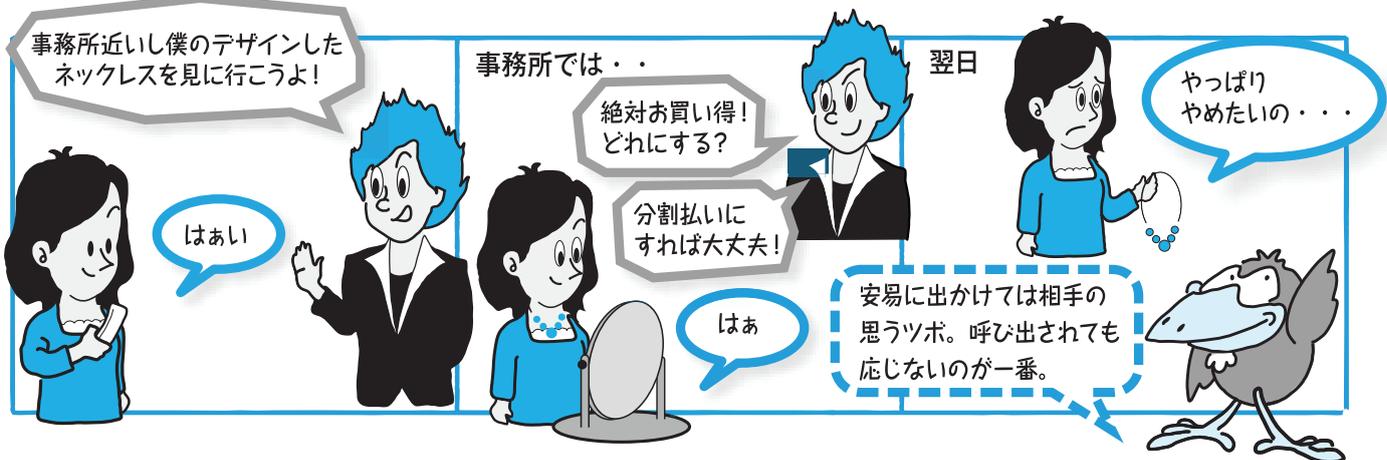


気をつけたいこんな契約

1 アポイントメントセールス

けいちゃんは、SNSで知り合った相手から「会って話そうよ」と誘われました。



消費生活センターに相談すると



アポイントメントセールスは訪問販売にあたるので8日間はクーリング・オフができることがわかりました。クレジット会社と販売会社にクーリング・オフ通知を出し、契約は解除になりました。SNSで知り合った人の指示で安易に銀行口座に振り込むのはやめましょう。個人口座は特に注意が必要です。

もっと知りたい 訪問販売(アポイントメントセールス)

メール、SNSなどで販売の目的を告げずに呼び出したり、「あなただけ特別に」など著しく有利な条件を提示され、営業所に呼び出されて商品やサービスを契約させる訪問販売の一種です。事務所や店舗で契約した場合でも、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。最近SNSで知り合った人に会いに行ったら、絶対に利益が出ると言われて、高額な情報商材の契約をさせられたといったケースが増えています。

クーリング・オフ妨害

クーリング・オフ期間内なのに「クーリング・オフはできない」などという妨害があれば、期間が過ぎていてもクーリング・オフができる場合があります。

2 キャッチセールス

けいちゃんが街を歩いていたら...



契約から1か月後

消費生活センターに相談すると



訪問販売(キャッチセールス)と特定継続的役務提供(エステ)のクーリング・オフ期間(8日間)は過ぎてしまいましたが、エステの契約は**中途解約**ができることがわかりました。法定の解約料を払い**中途解約**ができました。



もっと知りたい

訪問販売(キャッチセールス)

街中で声をかけ、店や事務所に連れて行き契約をさせるいわゆる訪問販売の一種です。契約書を受け取った日から、8日間はクーリング・オフができます。(P16参照)

特定継続的役務提供

エステティックサービス・一部の美容医療・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの7業種です。店舗で契約した場合も8日間はクーリング・オフができます。契約期間内であれば、サービスを受けた分と法定の解約手数料を支払い中途解約ができます。一緒に購入した関連商品(化粧品や教材など)も未使用分は返品できます。(P17参照)

3 マルチ商法

やっくんは久しぶりにあった友達に「いい話がある」と言われました。



商品は売れないし、会員を増やそうと無理に誘って友達に避けられるようになりました。もうかると言われたのに、これでは借金が残るだけ…

消費生活センターに相談すると



ネットワークビジネスはマルチ商法にあたることわかりました。契約して20日以内だったのでクーリング・オフができると助言され、通知を出しました。商品を返品し、支払った商品代金は返金されました。

もっと知りたい

マルチ商法

「商品を販売すればもうかる」「入会者を紹介すればマージンが得られる」などとして販売組織に入会するように勧誘し、商品などを購入して会員になった人が、さらに次の会員を勧誘するような形で販売網を拡大していく商法。友人同士の勧誘で人間関係が壊れ、借金だけが残るトラブルも少なくありません。うまい話には注意が必要です。マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間です。クーリング・オフ期間を過ぎていてもいつでも退会し、中途解約ができます。条件を満たせば、購入した商品を返品し、返金を受けることができます。(P17参照)

